



日本共産党 本山修一
市長の政治姿勢と施策

16

問 子ども医療費中学卒業までの無料化は県内30万人以上の市で川越市以外の市が実現しているが遅れをとっている本市はどのように取り組むのか。

答 市長 平成22年7月に小学校3年生へ、本年10月に6年生へと、厳しい財政状況ではあるが、通院の医療費助成を段階的に実現してきた。これにより、子どもたちが等し

く必要な医療を受けることができ、子どもを安心して生み育てる環境が一層整備され、更なる川越市の発展が期待できるものと考えている。今後、財政状況や教育関連施設の改修問題等その他子育てに関する施策も勘案して、早い時期に中学校3年生までの助成をしたいと考えている。

問 市長の政治姿勢と施策
答 市長の政治姿勢と施策



民主党 山根史子
多重債務相談事業について

17

問 桶川市の多重債務窓口の開設、民間団体との連携による、救済を川越市にも取り入れてみてはいかがかと思う。市長の見解を伺いたい。

答 市長 多重債務問題は、消費生活問題における重要な課題の一つであるとして認識している。市においても、多重債務相談窓口を設置し、市民からの相談を受けているが、相談

においては、より相談者の立場に立った相談を行うとともに、庁内の関係部署間での連携を図り、組織全体として取り組むことや、外部の専門機関との連携を深めていくことが、多重債務問題を解決していくうえで重要であると考えている。今後

も多重債務相談体制の充実を検討していきたい。
問 多重債務相談について



民主党 山本綾子
子ども条例の制定

18

問 子どもの権利が保障され、社会全体で、子どもを支える仕組みを作る必要があると考えるが、「子ども条例」はどのような位置づけか？

答 福祉部長 「かわごえ子育てプラン」では、子ども条例は、「子どもの健全育成の取組」の中に、「未来を担うすべての子どもたちが、ひとりの人間として健やかに育つこ

とができるよう、子どもに関する条例又は宣言等について具体的に検討する」という内容で位置づけられている。なお、平成24年5月の調査によると、子ども条例の制定状況は、政令指定都市では、20市中8市が、中核市では、41市中10市がそれぞれ制定済みという結果であった。

問 子ども条例の制定

市議会からのお願い

公職選挙法により、議員の寄附行為は禁止されており、ご理解とご協力をお願いいたします。



1都3県の選挙管理委員会作成のポスター

議会情報

川越市公契約条例を引き続き継続審査

川越市公契約条例については、付託された議会運営委員会及びその下部組織である政策検討会議で審査しました。

議会運営委員会

議員と決定しました。

議員提出議案第3号川越市公契約条例を定めることについてを5日間にわたり審査しました。10月2日 議会運営委員会の下部組織として、各党派及び会派に属さない議員から選出する10人の委員をもって構成する政策委員会（政策検討会議に名称変更）を設置し、政策委員会の委員は、山根史子議員、明ヶ戸亮太議員、桐野忠議員、荻窪利充議員、高橋剛議員、川口知子議員、石川智明議員、加藤昇議員、小ノ澤哲也議員、三上喜久蔵

議員と決定しました。10月19日 政策委員会委員長より、10月17日、18日の2日間にわたり開催した会議の協議の経過について報告を受け、種々協議した結果、議会だよりについては、広報紙編集委員会に確認のうえ、11月10日号の広報川越に折り込むこととしました。また、議会だより臨時号の印刷費用等の予算執行について了承しました。次に、川越市議会政策検討会議設置要綱を確認し、了承しました。なお、設置要綱の決定により、委員会の名称は、

以後、政策検討会議となりました。

11月16日 政策検討会議
議長より、11月15日に開催した会議の協議の経過について報告を受けました。

11月21日 政策検討会議
議長より、11月20日の相模原市への行政視察報告及び視察後に開催した会議の協議の経過について報告を受け、種々協議した結果、政策検討会議から提案のあった公契約条例に関するセミナーの開催については、セミナーを複数回開催することと決定しました。

12月20日 政策検討会議
議長より、3回開催したセミナーの報告及び、12月18日に開催した会議の協議の経過について報告を受け、種々協議した結果、委員より継続審査とされたい旨の動議が提出され、全員異議なく動議のとおり、本件を地方自治法の規定による継続審査とすることに決定しました。

政策検討会議

10月17日・18日 委員

長（座長）に石川智明委員、副委員長（副座長）に川口知子委員を選任しました。次に、設置要綱について、議会運営委員会にて協議願うことと決定し、市民一般への周知及び意見収集については、インターネットを利用する方法と、11月10日号の広報川越に、議会だよりの臨時号として折り込む方法とし、意見募集の期間を11月末日までとしました。

11月15日 労働基準法との関係について、種々協議を行い、現時点では、労働基準法等と抵触しない旨の説明は明記しないことを確認しました。次に、川越市議会政策検討会議設置要綱について、議会運営委員会において了承された旨を報告しました。次に15日の時点で提出のあった、関係団体及び市民からの意見を資料配布し、意見の概要について説明を行いました。

次に、関係団体からの要請により、正副議長による関係団体への説明を3回実施した旨、及び、いただいた意見の概要を報告しました。次に、設定金額、労働者等の適用範囲、実施時期について、種々協議を行いました。

11月20日 相模原市への行政視察を実施しました。帰庁後、政策検討会議を開催し、設定金額、労働者等の適用範囲、実施時期について、種々協議を行い、新たに協議すべき項目として、委員より、もつと関係団体との意見交換をしたほうがよい、また、規則の内容について、規則の内容について、意見交換を行いました。3回のセ

11月30日 議員を対象とした公契約条例セミナーを開催しました。
12月6日・17日 議員及び関係団体を対象とした公契約条例セミナーを開催しました。3回のセ

セミナーには延べ108人の方々の出席をいただきました。



公契約条例セミナー

協議することと決定しました。次に、実施時期について、種々協議した結果、現状では平成25年4月1日からの実施は困難だが、現時点では、適用日についての結論は出せないため、適用日の規定は現段階では変更しないことと決定しました。次に、関係団体との意見交換について種々協議した結果、現時点での案として、意見交換は、賛成の団体、反対の団体とを分けて実施する。意見交換には執行部にも出席いただき、説明が可能な部分は答えていただく。議会側の出席者は、政策検討会議の委員が中心となり、

基本的には全議員を対象とする。実施時期については、これまでにセミナー等でいただいた意見を整理したうえで、再度検討する。という内容で、各会派持ち帰り協議することと決定しました。次に、規則については、その内容に踏み込める状況ではないため、具体的には入りませんでした。次に、答申の時期については、引き続き協議すべきことがあるので、当初予定していた本定例会中には答申を出すことができないことを確認し、取り扱いについて議会運営委員会にて協議願うことと決定しました。

北朝鮮によるミサイル発射に関する決議

平成24年12月12日、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が南方向に向けて人工衛星と称する事実上の長距離弾道ミサイルを発射し、フィリピン東方の太平洋上に落下した。

北朝鮮の長距離弾道ミサイル発射は本年4月13日に続き2度目であり、こうした行為に出たことは、国際社会の平和と安定を脅かす許しがたい行為であり、極めて遺憾な事態である。

こうした事態に対して、適切な初期対応をとるとともに、我が国は毅然とした態度で、国際社会とともに厳しい姿勢で臨まなければならない。

よって、本市議会は国に対し、北朝鮮が繰り返すこうした暴挙に出ることを許さないよう、北朝鮮に対し、法を踏まえて、断固たる措置を講ずるよう強く求めるものである。

平成24年12月21日

川越市議会